

静岡市の独自報酬基準の算定に係る留意事項について（令和6年4月1日施行）新旧対照表

改正後	現行
<p>静岡市の独自報酬基準の算定に係る留意事項について</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年4月1日施行</p> <p>1 夜間対応型訪問介護費Ⅰ・Ⅱ (1)～(3) (略)</p> <p>2 小規模多機能型居宅介護費 (1) 要件 「下記①～⑤のいずれか1つを満たすこと ① 介護福祉士の資格を有する介護従業者を30%以上配置すること ② 3年以上の経験年数を有する介護従業者を20%以上配置すること ③ 認知症介護実践者研修修了者を30%以上配置すること ④ 認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置すること ⑤ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を1名以上配置すること」 ・報酬は一月につき300単位とし、小規模多機能型居宅介護費に加算するものとする。 ・①～⑤を複数満たす場合でも、報酬は一月につき300単位とする。 ・①について、サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを算定する場合、独自報酬を重複して算定することはできないものとする。 ・②について、サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅲのいずれかを算</p>	<p>静岡市の独自報酬基準の算定に係る留意事項について</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月1日施行</p> <p>1 夜間対応型訪問介護費Ⅰ・Ⅱ (1)～(3) (略)</p> <p>2 小規模多機能型居宅介護費 (1) 要件 「下記①～⑤のいずれか1つを満たすこと ① 介護福祉士の資格を有する介護従業者を30%以上配置すること ② 3年以上の経験年数を有する介護従業者を20%以上配置すること ③ 認知症介護実践者研修修了者を30%以上配置すること ④ 認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置すること ⑤ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を1名以上配置すること」 ・報酬は一月につき300単位とし、小規模多機能型居宅介護費に加算するものとする。 ・①～⑤を複数満たす場合でも、報酬は一月につき300単位とする。 ・①について、サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを算定する場合、独自報酬を重複して算定することはできないものとする。 ・②について、サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅲのいずれかを算</p>

定する場合、独自報酬を重複して算定することはできないものとする。

- ・①～③の職員配置については、当該月の一月あたりの常勤換算人数で算定するものとする。
- ・②について、3年の経験年数は介護従業者としての勤務経験とし、当該事業所を運営する法人と同一か否かは問わないものとする。
- ・③④について、有資格者は介護従業者とする。
- ・③について、痴呆介護実務者研修基礎課程修了者はこの要件を満たしているものとする。
- ・④について、痴呆介護実務者研修専門課程修了者はこの要件を満たしているものとする。
- ・④について、認知症加算Ⅰ・Ⅱのいずれかを算定する場合、独自報酬を重複して算定することはできないものとする。
- ・⑤の職員配置については、当該月の登録者人数に20分を乗じた時間数以上の勤務を毎週必要とし、毎週登録者1人あたり20分以上の機能訓練を実施するものとする。
- ・加算を開始するにあたり、算定を開始する月の職員勤務表（予定）を提出すること。
- ・②を除く①～⑤について、加算を開始するにあたり、当該資格証の写しを提出すること。
- ・②について、加算を開始するにあたり、3年以上の経験年数が分かるもの（在職証明書、職務経歴書等）を提出すること。
- ・①～⑤について、当該月の翌月5日までに、当該月の職員勤務表（実績分）を提出すること。

(2)～(4) (略)

定する場合、独自報酬を重複して算定することはできないものとする。

- ・①～③の職員配置については、当該月の一月あたりの常勤換算人数で算定するものとする。
- ・②について、3年の経験年数は介護従業者としての勤務経験とし、当該事業所を運営する法人と同一か否かは問わないものとする。
- ・③④について、有資格者は介護従業者とする。
- ・③について、痴呆介護実務者研修基礎課程修了者はこの要件を満たしているものとする。
- ・④について、痴呆介護実務者研修専門課程修了者はこの要件を満たしているものとする。
- ・(新設)
- ・⑤の職員配置については、当該月の登録者人数に20分を乗じた時間数以上の勤務を毎週必要とし、毎週登録者1人あたり20分以上の機能訓練を実施するものとする。
- ・加算を開始するにあたり、算定を開始する月の職員勤務表（予定）を提出すること。
- ・②を除く①～⑤について、加算を開始するにあたり、当該資格証の写しを提出すること。
- ・②について、加算を開始するにあたり、3年以上の経験年数が分かるもの（在職証明書、職務経歴書等）を提出すること。
- ・①～⑤について、当該月の翌月5日までに、当該月の職員勤務表（実績分）を提出すること。

(2)～(4) (略)